

## 平成30年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 平成30年2月13日(火) 開会 午後2時 5分  
閉会 午後2時50分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

立石泰広委員、新井一徳委員、田村琢実委員、本木茂委員、宮崎栄治郎委員、

小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、権守幸男委員、

石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 神尾高善委員

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

## 委員長

- 1 2月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

## 奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、2月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成30年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

2月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算21件、条例18件、事件議決8件、基本的な計画の策定等4件の計51件である。これらの詳細については、この後、企画財政部長から資料に基づいて御説明するが、私から概要について御説明する。

まず、平成30年度当初予算案である。歳入については、緩やかな景気回復の影響を受け、法人二税などに増収が見込まれるものの、県費負担教職員の給与負担事務のさいたま市への移譲による税源移譲に伴い、県税収入はほぼ同額を見込んでいる。地方消費税清算金については、地方消費税の清算基準の見直しの影響などにより増加を見込んでいる。また、地方財政対策を踏まえ、地方交付税、臨時財政対策債はともに減少を見込んでいる。歳出については、保育所等の運営費への負担金などの増加により扶助費の増加を見込んでいるほか、臨時財政対策債をはじめとする過去に発行した県債の償還金である公債費の増加などを見込んでいる。その結果、財源不足が生じることとなったが、財政調整のための基金を640億円取り崩して調整するなど、厳しい財政状況となっている。平成30年度当初予算案の規模は、一般会計では1兆8,657億6,000万円、対前年度伸び率では0.1%の増となったところである。また、特別会計と企業会計を加えた全会計合計では3兆3,926億2,570万3千円、対前年度伸び率では23.9%の増となっている。

次に、国の補正予算に対応した補正予算である。補正予算の内容は、防災・減災対策など、緊急性の高い箇所を中心に公共事業を追加するものである。この補正予算については、早期に着手し、平成30年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済を持続的に活性化させることにつながるものなので、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

条例については、一部改正条例が17件、廃止条例が1件ある。主なものとしては、県がマイナンバーを独自に利用できる事務を追加等するため、規定の整備を行う「埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例」、青少年が利用するインターネットのフィルタリング有効化措置の実効性を高めるため、保護者等に書面の提出義務等を追加する「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」などがある。

このほか、事件議決や基本的な計画の策定等がある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から議案の概要を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成30年2月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じる。1ページの1番から4ページの20番までは「予算」である。後ほど資料3により御説明させていただく。21番から7ページの38番までは「条例」である。後ほど資料2「条例案の概要」により御説明させていただく。39番から8ページの46番は「事件議決」である。39番の「包括外部監査契約の締結について」は、平成30年度の包括外部監査契約を公認会計士の小川千恵子氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。40番の「公立大学法人埼玉県立大学の定款の変更について」は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、監事の機能が強化されたため、定款を変更することについて、議会の議決を求めるものである。41番から43番までは、県が行う土地改良事業などに要する経費のうち、関係市町村の負担額について、議会の議決を求めるものである。44番から46番までは、公共下水道の汚泥の処理に関する事務を受託するため、東松山市ほか2団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものである。47番から50番までは「基本的な計画の策定等」で、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」など、計4つの計画の策定等について、議会の議決を求めるものである。51番は国の補正予算に対応した平成29年度2月補正予算である。後ほど、資料5「平成29年度2月補正予算案の概要」により御説明させていただく。

続いて、条例案を御説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、手数料の新設等を行うものである。2番の「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立小児医療センター附属岩槻診療所の廃止などにより、病院局の定数を9人減員するものである。2ページの3番の「埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例」は、県がマイナンバーを独自に利用できる事務の追加などをするものである。4番の「埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法の一部改正に伴い、県議会議員の選挙において、選挙運動用のビラの頒布が認められたため、作成単価の上限など、ビラの作成の公営に関し、必要な事項を定めるものである。3ページ5番の「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、フィルタリング有効化措置の実効性を高めるため、携帯電話に加え、スマートフォン等についても保護者に書面の提出の義務などを追加するものである。6番の「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、特別養護老人ホームの運営に関する基準の一部改正に伴い、施設が緊急時の対応方法等を予め定めておくよう、規定を追加するものである。4ページの7番の「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」は、介護保険法等の一部改正により、介護医療院事業等が創設されたことに伴い、人員、設備基準などを定めるものである。8番の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正により、自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスが創設されたことに伴い、人員、設備基準などを定めるものである。5ページの9番の「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法等の一部改正により、居宅訪問型児童発達支援事業が創設されたことに伴い、人員、設備基準などを定めるものである。10番の「埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例」は、平成30年度から県が国民健康保険事業の責任主体になることに伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金を廃止するものである。11番の「埼玉県国民健康保険財政安定化基金条

例の一部を改正する条例」は、10番と同様に平成30年度から県が国民健康保険事業の責任主体になることに伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の拠出金及び基金事業交付金の交付要件などを定めるためのものである。6ページの12番の「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例」は、がん登録の推進に関する法律の施行に伴い、がん登録等により得られた情報の利用、提供等を調査審議する機関を新設するものである。13番の「埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例」は、農業災害補償法の一部改正に伴い、乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済を疾病傷害共済に限定するものである。14番の「埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園法等の一部改正に伴い、県が設置する都市公園の設置基準の特例の追加などをするものである。7ページの15番の「埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加するものである。16番の「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更により、学校職員の定数を26人減員するものである。17番の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、風俗営業を禁止等する地域に田園住居地域を追加するものである。8ページの18番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法施行令等の一部改正に伴い、手数料の改定などを行うものである。条例については、以上である。

続いて、当初予算関係を御説明させていただく。資料3「平成30年度当初予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。中ほど「 予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は、1兆8,657億6,000万円、前年度比0.1%の増となっている。また、特別会計・企業会計を含めた全会計の合計では3兆3,926億2,570万3千円、前年度比23.9%の増となっている。2ページの「 主要施策の概要」だが、平成30年度当初予算では、「未来への投資予算」として、「スマート社会へのシフト」「チャンスあふれる埼玉」「魅力発信埼玉」の3つの柱に最優先で取り組むとともに、5か年計画における将来像である「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現に向け、限られた財源を重点的に配分した。

それでは、主な事業について御説明する。3ページの「未来への投資」に係る主な事業である。まず、1つ目の柱、「スマート社会へのシフト」のうち「新たな技術による生産性向上」についてである。1つ目の、「AI活用による産業の高度化支援」だが、産業技術総合センターで工場内の故障を診断するシステムを開発するほか、AIを活用した医療機器の開発を支援するなど、産業の高度化を支援してまいる。続いて2つ目の、「中小企業へのAI活用支援」だが、県内中小企業の競争力を高めるため、製造現場のどの工程でAIの活用が見込めるかを検証するなど、AI導入の支援を行ってまいる。上から6つ目の、「スマート農業の推進」だが、農業分野でもAIやドローン等を活用し、生産性の向上や作業の省力化を推進するとともに、農業大学校における学習環境を整備し、教育内容の充実を図ってまいる。次に、「県庁のスマート化」である。4ページの1つ目の、「ビッグデータを活用したプッシュ型サービスの提供」だが、AIを活用して県民向けの広報アプリ「まいたま」の利用履歴を解析し、県民一人一人に最適な行政情報をタイムリーに提供してまいる。上から8つ目の、「AIを活用した救急相談の拡充」だが、現在、24時間365日の対応を行っている救急電話相談に加え、AIを活用して、いつでも気軽に相談できるチャット形式の救急相談機能を整備してまいる。次の、「ドローン等による河川・ダム」の3次元測量の導入」だが、レーザー測量機器を搭載したドローン等を活用した3次元測量を導入し、河川やダムの測量作業を効率化してまいる。次に、2つ目の柱、「チ

ヤンスあふれる埼玉」のうち、「結婚・出産・子育ての希望実現」についてである。まず、1つ目の、「結婚を希望する未婚者への出会いの機会の支援」だが、出会いや結婚を望む人の希望をかなえるため、市町村や企業などと連携して協議会を立ち上げ、AIを活用した結婚支援システムを導入するなど、様々な支援を行ってまいる。続いてその下の、「ウェルカムベイビープロジェクトの推進」だが、子供を望む夫婦の希望をかなえるため、不妊検査費用の助成などを引き続き進めてまいる。さらに、その下の、「小児・AYA世代における妊孕性の温存支援」だが、若い世代のがん患者への支援として、将来子供を授かる可能性を残すための治療に対する助成を行ってまいる。5ページの上から4つ目の、「希望時期入園制度の導入」だが、保護者が希望する時期に子供を保育所などへ入園できる仕組みを設ける市町村に対し、助成を行ってまいる。次に、「貧困の連鎖解消」についてである。まず、1つ目の、「生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供への学習支援等」だが、子どもの貧困の解決を図るため、新たに小学校3年生以上を対象に学習支援を行うほか、中高生を対象とした学習支援についても充実を図ってまいる。下から2つ目の、「子どもの応援ネットワークづくり」だが、子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、それを応援するフードバンクや企業等とのネットワークの構築を支援してまいる。6ページの上から3つ目の、「シングルマザー支援の推進」だが、悩みを持つ女性同士の交流会やグループ相談会を実施するとともに、資格取得の支援や相談窓口の設置など、一体的な支援を行ってまいる。次に、「シニアの活躍拡大」についてである。2つ目の、「『働くシニア 応援プロジェクト』の推進」だが、企業における働く場を拡大するため、「シニア活躍推進宣言企業」の認定や、定年制の廃止などに取り組む企業の支援を行うとともに、働く意欲のあるシニアに対する就職支援を行ってまいる。その下の、「サラリーマン層への集中的な働き掛け」だが、サラリーマンが退職後も仕事や地域活動で活躍できるよう、市町村の国保窓口にて切替えに来る退職者への「生涯現役カード」の配布や、電話相談を行ってまいる。次に、3つ目の柱、「魅力発信 埼玉」のうち、「オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化」についてである。上から5つ目の、「県営公園のおもてなし向上」だが、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、国内外から訪れるお客様のおもてなし向上を図るため、埼玉スタジアム2020にカフェテリアやWi-Fiの整備を行うとともに、県営公園のトイレの洋式化などを進めてまいる。次に、8ページ「経済の活力向上」についてである。1つ目の、「先端産業創造プロジェクトの推進」だが、ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙の各分野において、実用化や製品化を進め、競争力の高い産業の育成を進めてまいる。9ページの上から2つ目の、「企業誘致の推進」だが、農業大学校跡地について、先端産業・次世代産業などの集積拠点として活用を図っていく。また、本県への企業誘致を更に進めるため、オーダーメイドでスピード感のある産業団地の整備を行ってまいる。続いて、「安心・安全の確保」についてである。上から2つ目の、「水害の頻発・激甚化への対応」だが、引き続き不老川の河道拡幅等を行うとともに、既存の河川施設である放水路を活用した浸水対策を行うことにより、浸水被害の軽減を図ってまいる。

11ページからは、5か年計画に基づく各施策について、6つの分野ごとに主要な事業を御説明する。まず、1つ目の分野、「未来への希望を実現する」のうち、「子供を安心して生み育てる希望をかなえる」についてである。上から10番目の、「保育所待機児童対策の推進」だが、認可保育所の整備を行うとともに、小規模保育等の整備促進により、新たに7,500人分の保育サービスの受入枠を拡大してまいる。その下の、「保育士の人材確保の促進」だが、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、多様な保育人材の掘

り起こしを行ってまいる。12ページの中ほどからは、「誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくる」についてである。1つ目の、「健康長寿埼玉プロジェクトの推進」だが、「埼玉県コバトン健康マイレージ」に参加する市町村や団体の拡大に努めるほか、健康経営に取り組む企業・団体を認定・表彰してまいる。13ページの上から2つ目の、「地域包括ケアシステムの構築」だが、市町村の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図るため、全ての市町村に対し、そのニーズに応じて、自立支援、介護予防、生活支援体制の構築を総合的に支援する、専門職によるチームを派遣してまいる。次に、2つ目の分野、「生活の安心を高める」のうち「医療の安心を提供する」についてである。14ページの1つ目の、「医師確保対策の推進」だが、医師の不足及び医師の偏在を解消するため、引き続き埼玉県総合医局機構による一元的・総合的な医師確保対策を行うとともに、新たに若手医師に対するキャリア形成の支援を行い、安心して地域医療に従事できる体制を構築してまいる。次に、「暮らしの安心・安全を確保する」についてである。1つ目の、「警察の活動基盤の強化」の4つ目の事業、「高度分析システムの整備」だが、より迅速な捜査と効果的な防犯活動を行うため、警察の各種捜査を支援するシステムを整備してまいる。15ページの上から5つ目の、「運転免許証更新時の高齢者講習の受け入れ枠の拡大」だが、運転免許証更新時の高齢者講習や認知機能検査の待ち日数を縮減するため、高齢者講習の施設及び実施体制を拡充してまいる。次の、「高齢者運転免許自主返納の促進」だが、高齢運転者の事故を防止するため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会を設置するとともに、市町村に対し、運転免許自主返納者を支援する事業の実施を働きかけてまいる。次に、「危機や災害に備える」についてである。16ページの下から3つ目の、「道路の機能確保」だが、大規模地震発生時などに、道路の陥没を未然に防止するため、路面下空洞調査を行い、道路利用者の安全確保及び道路閉塞のリスク低減を図ってまいる。次に、3つ目の分野、「人財の活躍を支える」のうち「一人一人が人財として輝ける子供を育てる」についてである。上から2つ目の、「グローバル化など時代の変化に対応する教育の推進」のうち、3つ目の事業、「ICT教育環境の整備」だが、生徒の主体的・対話的な学びを支援するため、県立高校にタブレット端末やプロジェクターなどのICT環境を整備してまいる。18ページの下から4つ目の、「学校・地域が一体となった教育の推進」だが、学校と地域とのマッチングを図り、実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域に生かす取組を推進してまいる。19ページの「多彩な人財が活躍できる社会をつくる」についてである。上から8つ目の、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの更なる推進」だが、男女が共に働きやすい環境を整えるため、働き方の見直しを進める企業を支援するとともに、引き続き女性の就業・起業の支援や女性の活躍を応援する機運づくりに取り組んでまいる。20ページの1つ目の、「『障害者雇用総合支援センター（仮称）』の運営」だが、障害者雇用開拓員、障害者雇用サポートセンター、障害者職場定着支援センターを包括するセンターを設置・運営し、企業の障害者雇用の支援をより一層強化してまいる。続いて、4つ目の分野、「成長の活力をつくる」のうち「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」についてである。21ページの上から1つ目の、「NEXT商店街プロジェクトの推進」だが、危機感の強い商店街を対象に、外部の人材を巻き込んだ応援体制を構築し、集中的な支援を行うことで商店街の活性化を図ってまいる。続いて、「埼玉の農林業の成長産業化を支援する」についてである。22ページの上から2つ目の、「埼玉農業の競争力強化」だが、狭山茶の輸出を促進するため、パリで開催される「ジャポニズム2018」に出展し、フランス市場の開拓を図るほか、和牛繁殖雌牛を効率的に選抜・改良し、子牛の資質を向上させるためのゲノミック評価の活用方法の確立を図ってまいる。続いて、「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」についてである。上から1つ目の、「幹線道路ネッ

トワークの整備」だが、産業支援や地域振興に資するよう、幹線道路の未接続箇所の解消や、暫定2車線で整備済みの区間の4車線化を行い、円滑な交通ネットワークを構築してまいる。次に、5つ目の分野、「豊かな環境をつくる」のうち「持続的発展が可能な社会をつくる」についてである。1つ目の、「水素社会を身近に感じる社会づくりの推進」だが、水素ステーションの整備に対する助成や燃料電池バスの試験走行を行い、水素社会の実現に向けた取組を進めてまいる。次に、23ページの2つ目の、「省エネルギーの徹底」のうち、2つ目の事業「中小企業等の省エネ支援」だが、金融機関と連携し、中小企業の設備改善などの省エネ投資を支援してまいる。続いて、「豊かな自然と共生する社会をつくる」についてである。1つ目の、「緑の保全と創出」だが、「彩の国みどりの基金」を活用し、引き続き森林の再生や身近な緑の創出に取り組んでまいる。24ページの上から3つ目の、「川の再生」だが、地域振興に資する魅力ある水辺を整備するため、「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、関係団体と連携した戸別訪問や水質改善効果の見える化に取り組んでまいる。次に、6つ目の分野、「魅力と誇りを高める」のうち「県民が誇れる埼玉の魅力をも高める」についてである。1つ目の、「戦略的な広報による魅力発信」だが、県内の多彩な「まつり」を通じて、埼玉の魅力を県内外に発信してまいる。その下の、「外国人観光客100万人誘致への取組強化」だが、台湾、タイ、香港を重点市場と位置付け、現地プロモーションを強化するとともに、タイに埼玉国際観光コンシェルジュを設置するなど、外国人観光客の誘致を進めてまいる。25ページの上から2つ目の、「埼玉『ちかいなか』交流プロジェクトの推進」だが、埼玉への移住を促進するため、移住希望者のニーズにワンストップで対応する「住むなら埼玉移住サポートセンター」を拡充してまいる。26ページは、「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」についてである。上から2つ目の、「アクティブシニアの『地域デビュー』の推進」だが、元気な高齢者の「地域デビュー」を後押しする取組を行う市町村を支援するとともに、シニアの関心を引き付ける戦略的なPRを行うことにより、シニアが地域社会に参加するきっかけづくりを支援してまいる。

27ページ以降は、「財政健全化に向けた取組」、「平成30年度予算編成の概要」などについてまとめたものである。

32ページの「平成30年度埼玉県一般会計予算案の概要」は、平成30年度一般会計予算案を前年度と比較したものである。歳入の一番上、県税（B欄）を御覧願う。緩やかな景気回復の影響を受け、法人二税などに増収が見込まれているが、県費負担教職員の給与負担事務のさいたま市への移譲による税源移譲に伴い、県税全体では対前年度比で3億円の減となる7,590億円を計上している。次に、地方消費税清算金（C欄）については、清算基準の見直しの影響などにより、対前年度245億円、率にして11.2%の増となる2,432億円を計上している。次に地方交付税（F欄）及び臨時財政対策債（G欄）を御覧願う。地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税については、地方財政対策を踏まえ、対前年度123億円、率にして3.6%の減となる3,270億円を計上している。県債については、県債（I欄）にあるとおり、対前年度97億円、率にして3.9%の減となる2,357億円を計上しているが、これは臨時財政対策債の減少などによるものである。続いて、歳出である。給与費（J欄）については、退職手当の支給水準の引下げなどに伴い、対前年度比で28億円、率にして0.5%の減となっている。次に公債費（K欄）については、臨時財政対策債をはじめとする過去に発行した県債の償還金が増えたことにより、84億円、率にして3.1%の増となっている。扶助費（L欄）については、保育所等の運営費に対する負担金や障害福祉サービスへの負担金の増などにより、41億円、率にして3.8%の増となっている。先ほど御説明したとおり、法

人二税などに一定の伸びが見込まれる一方、義務的経費である扶助費や公債費が増加しており、厳しい予算編成となっている。このような中、平成30年度当初予算においては、財政調整のための基金を640億円取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところである。資料3については、以上である。

お手元の資料4は、一般会計を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものと、特別会計と公営企業会計の概要をまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

続いて、平成29年度補正予算案を御説明させていただく。資料5「平成29年度2月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算は、国の補正予算に対応し、防災・減災対策など、県民生活に直結した公共事業を行うため編成したものである。補正予算の規模は、一般会計で73億3,979万円となっている。それでは、「3 内容」について御説明する。まず、1つ目の、「公共事業の追加」については、河川事業や道路事業など、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。2つ目の、「繰越明許費の設定」については、今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、「繰越明許費の設定」をお願いするものである。3つ目の、「債務負担行為の設定」については、農地防災事業の早期発注を行うため、いわゆるゼロ債務負担行為の設定をお願いするものである。続いて、「4 主な財源」を御覧願う。今回の補正予算に要する財源については、主に県債や国庫支出金を中心とした特定財源で対応する。資料6は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも御説明したとおり、早期の着手により公共事業の切れ目ない発注につなげたいと考えているので、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

以上が、2月定例会に提案を予定している議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

## 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、2月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日・2月20日（火）の午後5時までとなっている。

## 委員長

3 2月定例会の会期予定等についての（1）代表質問のA 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、平成28年2月定例会の議運において、今任期中は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、8名以上の会派の代表者が代表質問を行うことと決定されているので、自民、民進・立憲・無所属、公明、県民の各1名とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、質問日数についてだが、2日間とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質問順位についてだが、代表質問初日に自民、民進・立憲・無所属の順に、代表質問2日目に、公明、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で3日間、計9人ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民4名、民進・立憲・無所属1名、公明1名、県民1名、共産党1名、改革1名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民進・立憲・無所属1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、改革1名ということで、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 3 )代表質問及び一般質問者氏名並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月19日(月)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 4 )予算説明会についてだが、お手元の資料2のとおり実施することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 5 )会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

この案で、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 6 )発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、代表質問初日の2月26日(月)に係るものについては2月22日(木)の正午まで、一般質問初日の2月28日(水)に係るものについては2月26日(月)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 藤林富美雄議員の逝去の報告についてだが、藤林富美雄議員におかれては、昨年12月28日に逝去された。

については、開会日・2月20日(火)の本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行いたいと思う。

まず、( 1 )哀悼の辞についてだが、先例により同一選挙区又は隣接選挙区の他の会派の議員が行うこととされている。哀悼の辞を行う議員の指名については、正副委員長に御一任いただくことによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(2) 哀悼決議については、議会運営委員の連名で提出することとし、開会日の議運で案文及び提案者等の確認をすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

5 平成30年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料3を配布しておいた。

このことについて、各会派で御検討いただき、今後の議運において協議してまいりたいと思うので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

#### 委員長

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

#### 政策調査課長

お手元の資料4「本会議等のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

2月定例会についても、これまでと同様に、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中継で、代表質問、一般質問については1日分を1時間に、予算特別委員会の総括質疑については1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたいと思います。

編集に当たって、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。代表質問及び一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の夜に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月8日(日)と15日(日)に分けて放送したいと考えている。

以上である。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 委員長

7 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく平成30年度の策定等予定計画一覧表の提出についてだが、お手元の資料6のとおり、知事から議長宛て提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

8 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月20日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >